

前橋市指定給水装置工事事業者手引き

前 橋 市 水 道 局

【前橋市指定給水装置工事事業者の手引き目次】

給水装置工事

1	設計審査	2
2	工事検査	2
3	給水装置工事主任技術者の立会い	2
4	報告又は資料提出	2

前橋市指定給水装置工事事業者

1	事業の運営基準	3
2	指定の要件	4
3	指定及び指定の更新の申請	4
4	添付書類	5
5	指定及び指定の更新手数料	5
6	給水装置工事主任技術者の選任等	5
7	指定証の交付	6
8	変更等の届出	6
9	指定の取消し	6
10	指定の停止	7

給水装置工事主任技術者

1	職務及び義務、責任等	8
2	給水装置工事主任技術者資格の取得	8

その他

1	配管工	9
2	下水道排水設備工事	9
3	問い合わせ先	9

様式（記載例）

様式第1号	指定給水装置工事事業者指定申請書	10
様式第1号	指定給水装置工事事業者指定申請書裏面	12
別表	機械器具調書	14
様式第2号	誓約書	16
様式第3号	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	18
様式第10号	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	20
	廃止	
様式第11号	指定給水装置工事事業者休止届出書	22
	再開	
	指定給水装置工事事業者証再交付申請書	24

前橋市指定給水装置工事事業者の手引き

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正により全国一律の指定基準が導入され、広く門戸が開かれたことにより、指定事業者数が大幅に増加しましたが、指定の有効期間がないため、事業者の休廃止等の状況が反映されにくく、事業者の実態の把握が困難であるといった課題がありました。

こうした課題に対応するとともに、事業者の資質の維持及び向上を図るため、水道法の一部が改正され、令和元年10月1日から、給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）が導入されることとなりました。

事業者におかれましては、指定の更新を含めた指定給水装置工事事業者制度を理解するとともに、指定給水装置工事事業者としての責務を認識したうえで、適正な業務を行うようお願いいたします。

（はじめに）

- この手引きは、前橋市指定給水装置工事事業者が事業を運営していくうえで、必要な法令及び手続きをまとめたものです。
- 指定給水装置工事事業者は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、その他関係省令、前橋市水道事業給水条例、前橋市水道事業給水条例施行規程を熟知し、これらの規定に基づく前橋市公営企業管理者の指示を厳守し、誠実にその業務を行わなければなりません。
- 給水装置の構造及び材質が、定められた基準に適合していないときは、給水の申込を拒まれたり、基準に適合させるまでの間は、給水を停止されることがあります。

水道法施行令第6条、前橋市水道事業給水条例第35条の2第1項

- 給水装置工事は、指定給水装置工事事業者が施工したものでなければ、給水の申込を拒まれたり、給水を停止されたりする場合があります。

前橋市水道事業給水条例第35条の2第2項

- 給水装置とは、前橋市の給水区域の需用者に水を供給するため、前橋市公営企業管理者が設けた配水管から分岐した給水管に設置する給水用具のことをいいます。
- 給水装置工事とは、給水装置の新設及び増設等を含む改造、廃止等を含む撤去に係る調査、設計、施工並びに検査までの一連の業務を指します。

なお、給水用具の製造工場内で行う給水用具の組立作業や、住宅生産工場内で行われる工場生産住宅に給水管及び給水用具を設置、変更する作業は含まれません。

- 指定給水装置工事事業者の事業所とは、単独で調査、設計、施工及び検査まで一連の業務が可能な機能を有するものを指します。

給水装置工事

1 (設計審査)

指定給水装置工事事業者が、工事の設計及び施工をする場合は、あらかじめ設計審査を受けなければなりません。

前橋市水道事業給水条例第7条第2項

2 (工事検査)

(1) 指定給水装置工事事業者は、定められた給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る関係書類を添えて申請しなければなりません。

(2) 指定給水装置工事事業者は、検査の結果手直しを求められたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて検査を受けなければなりません。

前橋市水道事業給水条例施行規程第8条

3 (給水装置工事主任技術者の立会い)

指定給水装置工事事業者が施工した給水装置に関し、給水装置の検査の必要があると認められるときは、当該給水装置工事に関し指定した給水装置工事主任技術者又は当該給水装置工事を施工した事業所に係るその他の給水装置工事主任技術者の立会いを求められる場合があります。

水道法第25条の9

4 (報告又は資料提出)

指定給水装置工事事業者が施工した給水装置工事に関し、必要な報告又は資料の提出を求められる場合があります。

水道法第25条の10

前橋市指定給水装置工事事業者

1 (事業の運営基準)

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営基準に従い、適正な事業の運営に努めなければなりません。

- (1) 給水装置工事ごとに選任した給水装置工事主任技術者のうちから当該給水装置工事に関して職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形並びに損害その他の異常を生じさせることがないように、適切に作業を行うことができる技能を有する者（配水管への分水栓取付、配水管のせん孔、配水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者）に従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 給水装置工事を施工するときは、あらかじめ前橋市公営企業管理者の承認を受け、指示された工法、工期その他の工事上の条件（配水管の管種等に応じた工法の指定及び配水管から水道メーターまでに係る震災等の災害防止並びに漏水時又は災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点からの材料及び工法の指定、水道事業の断水防止等の観点からの工期の指定、水道局職員の立会いの下での工事の施工等の工事上の条件）に適合するように当該工事を施工すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事施工技術向上のため、研修の機会（外部講習会等への参加、事業所内訓練等の自社研修）を確保するよう努めること。
- (5) 次の点に注意すること。
 - ・定められた給水装置の構造及び材質基準に適合しない給水装置は設置しないこと。
 - ・給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具は使用しないこと。
- (6) 施工した給水装置工事ごとに、指名した給水装置工事主任技術者に次の事項に関する記録（工事の施工にあたり、前橋市公営企業管理者に提出した書類及び図面等、工事の品質管理として行った確認並びに検査等の記録を代用可能）を作成させ、当該記録をその日から3年間保存すること。
 - ・施主の氏名又は名称
 - ・施工の場所
 - ・施工完了年月日
 - ・主任技術者の氏名
 - ・竣工図
 - ・給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ・給水装置の構造及び材質の確認方法及びその結果

水道法第25条の8、水道法施行規則第36条

2 (指定の要件)

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を1名以上選任できる事業者でなければなりません。
 - (2) 次に定める機械器具を有する事業者でなければなりません。
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない事業者でなければなりません。
 - ① 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ⑥ 法人であって、その役員全員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの
- 水道法第25条の3、水道法施行規則第20条及び第20条の2**

3 (指定及び指定の更新の申請)

- (1) 給水装置工事事業者の指定及び指定の更新を受けようとする事業者は様式第1号の申請書に、次に掲げる事項を記入して提出してください。
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる役員1名以上の氏名
 - ③ 事業の範囲として、土木、建築、設計、測量、給水装置工事など申請者の施工できる業種名
 - ④ 前橋市の給水区域内において給水装置工事を行う、事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号(裏面)
 - ⑤ 前橋市の給水区域内に二つ以上の事業所を設置し申請する場合は、その事業所のすべて(裏面)
 - ⑥ 給水装置工事を行うための機械器具の名称と性能及び数量(別表)
- (2) 新規の指定の申請については、随時受け付けます。
- (3) 更新制の導入に伴い、指定の有効期間は、5年間となります。なお、初回の更新時期は、指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間を確認のうえ、有効期間内に更新の申請をしてください。

指定を受けた年月日	指定の有効期間
① 1998（平成10）年4月1日～1999（平成11）年3月31日	2020年9月29日
② 1999（平成11）年4月1日～2003（平成15）年3月31日	2021年9月29日
③ 2003（平成15）年4月1日～2007（平成19）年3月31日	2022年9月29日
④ 2007（平成19）年4月1日～2013（平成25）年3月31日	2023年9月29日
⑤ 2013（平成25）年4月1日～2019（令和元）年9月30日	2024年9月29日

※2019年（令和元年）10月1日以降に新規の指定を受けた場合、指定の有効期間は、指定を受けた日から5年となります。

水道法第25条の2、第25条の3及び第25条の3の2、水道法施行規則第18条及び第19条

4（指定及び指定の更新に必要な添付書類）

- (1) 様式第2号の誓約書
- (2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票
- (3) 下記6記載の給水装置工事主任技術者選任届（様式第3号）
- (4) 上記選任される給水装置工事主任技術者免状の写し
- (5) 営業所の案内図（住宅地図等）、平面図及び写真
なお、写真は、次の条件のものを提出してください。
ア 事業所の看板、全体及び室内の様子が分かるもの
イ 保有している機械器具（「2（指定の要件）の（2）」で明記している機械器具）
の写し
- (6) その他参考書類として他市町村で指定を受けている場合は指定証の写し
- (7) 確認事項届出書（指定更新時のみ）

水道法第25条の3及び第25条の3の2、水道法施行規則第18条、第19条及び第20条

5（指定及び指定の更新手数料）

指定を受けるとき及び指定の更新を受けるときに、10,000円を手数料として納付してください。

また、指定証の紛失や汚損時の再交付手数料については、1件につき2,500円を納付してください。なお、一旦納付された手数料は還付しません。

前橋市水道事業給水条例第33条第1項第2号及び第2項

6（給水装置工事主任技術者の選任等）

- (1) 指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日から14日以内に様式第3号の届出書により、前橋市の給水区域内において給水装置工事を行う事業所の名称並びにそれぞれの事業所ごとに選任した給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号等、必要事項を記入し届け出なければなりません。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けた場合も当該事由が発生した日から14日以内に新たな給水装置工事主任技術者を選任し、様式第3号の届出書を提出しなければなりません。
- (3) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任したと

きも、様式第3号の届出書を遅滞なく届け出なければなりません。

- (4) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任を行うにあたって、一つの事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければなりません。

ただし、一つの給水装置工事主任技術者が二つ以上の事業所の給水装置工事主任技術者となった場合、工事に係る技術上の管理及び工事従事者の指導監督並びに給水装置の構造材質に係る適合確認、その他立会い等、その職務を行うにあたって特に支障がないと認められるときは、同時に選任しても構いません。

水道法第25条の4、水道法施行規則第21条及び第22条

7 (指定証の交付)

- (1) 給水装置工事事業者として指定及び指定の更新が行われると、前橋市指定給水装置工事事業者証が交付されます。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、事業の廃止を届け出たときや指定の取消しを受けたときは、指定証を返納しなければなりません。
- (3) 指定給水装置工事事業者は、事業の休止を届け出たときや指定の停止を受けたときも指定証を提出しなければなりません。
- (4) 指定給水装置工事事業者は、指定証を汚損又は紛失したときは、指定給水装置工事事業者証再交付申請書に再交付手数料2,500円を添えて再交付を申請することができます。

前橋市水道事業給水条例第33条第1項第2号及び第2項、前橋市水道事業給水条例施行規程第27条の2

8 (変更等の届出)

- (1) 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更のあったときは、変更のあった日から30日以内に様式第10号の届出書に氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、変更事項等を記載し提出しなければなりません。
- ① 事業所の名称及び所在地
 - ② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ③ 法人にあっては、役員の氏名
 - ④ 給水装置工事主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- (2) 添付書類
- ① 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票
 - ② 様式第2号による誓約書
- (3) 給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開した指定給水装置工事事業者は、廃止及び休止のあった日から30日以内に、また事業を再開したときは、再開の日から10日以内に様式第11号の届出書に必要事項を記入したうえ、提出しなければなりません。

水道法第25条の7、水道法施行規則第34条及び第35条

9 (指定の取消し)

指定給水装置工事事業者は次のいずれかに該当したときは、給水装置工事事業者の

指定を取り消されます。

- (1) 不正の手段により給水装置工事事業者の指定を受けたとき。
- (2) 指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 変更、廃止等の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりしたとき。
- (4) 給水装置工事主任技術者選任の要件を満たさないとき。
- (5) 給水装置工事事業者の運営に関し適正でないと認められるとき。
- (6) 給水装置工事主任技術者が、正当な理由なく工事の立会いに応じないとき。
- (7) 給水装置工事事業者が施工した工事について、正当な理由なく求められた報告書及び資料を提出できなかったり、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたりしたとき。
- (8) 給水装置工事事業者が施工した工事が水道施設の機能に障害を与えたり、又は与えるおそれがあると認められるとき。

水道法第25条の11

10（指定の停止）

指定の取消要件に該当した場合においても、指定給水装置工事事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、指定の取り消しに替えて、6ヶ月を超えない期間で指定の効力を停止されることがあります。

給水装置工事主任技術者

1 (職務及び義務、責任等)

- (1) 給水装置主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければなりません。
- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
 - ・ 給水装置工事の事前調査から、計画、施工及び竣工検査に至る一連の過程において行う事前調査の実施、水道局及び関係機関等との事前調整、給水装置の材料及び機材の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な機械器具の手配、施工管理及び行程ごとの仕上がり検査等
 - ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ・ 給水装置工事に係る調査、計画、施工及び検査に至る一連の過程において行う工事品質の確保に必要な当該給水装置工事従事者の技能に応じた役割分担の指示及び分担させた従事者に対する品質目標並びに工期その他施工管理上の目標に適合した工事実施のための技術的指導及び監督
 - ・ 当該給水装置工事従事者の健康状態に係る、病原体保菌者による水道水汚染の防止
 - ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が定められた基準に適合していることの確認
 - ・ 適正な給水装置の設置を確保するための構造材質基準に適合する材料の選定及び現場の状況に応じた給水装置の材料の選定、浸食防止のための措置、逆流防止のための弁類の設置等による給水装置システムの計画及び施工及び工程ごとの品質管理並びに給水装置工事の完了段階に行う竣工検査による構造・材質基準の適合性の確保
 - ④ 給水装置工事に関し、水道局との連絡または調整
 - ・ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工する場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ・ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管へ取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整並びに給水装置工事を完了した旨の連絡
- (2) 給水装置工事の従事者は、給水装置工事主任技術者の職務上の指導に従わなければなりません。

水道法第25条の4第3項及び第4項、水道法施行規則第23条

2 (給水装置工事主任技術者資格の取得)

平成10年4月1日以降、前橋市水道局では資格試験を実施しないため、国が指定した(公財)給水工事技術振興財団が毎年10月頃に実施する国家試験を受けることとなります。

水道法第25条の5及び第25条の6並びに第25条の12、水道法施行規則第37条

そ の 他

1 (配管工)

「配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形並びに損害その他の異常を生じさせることがないように、適切に作業を行うことができる技能を有する者」として配管工等を従事させる取り扱いが示されていますが、現在は水道法上の具体的な位置付けがなされず、また給水装置工事事業者の指定要件から除外され前橋市独自での要件追加が許されないため、規定からすべて削除されました。

2 (下水道排水設備工事)

給水装置工事事業者の指定だけでは、下水道排水設備工事を施工することはできません。前橋市水道局下水道排水設備指定工事店規程に基づく指定を改めて申請し、下水道排水設備指定工事店の指定を受けることが必要です。

3 (問い合わせ先)

指定給水装置工事事業者／前橋市水道局経営企画課管理係	(027) 898-3011
給水装置の構造及び材質／前橋市水道局水道整備課給水装置係	(027) 898-3038
給水装置工事主任技術者／公益財団法人 給水工事技術振興財団	(03) 5695-2511

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

様

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

前橋市公営企業管理者 様

令和〇〇年 〇月 〇日

申 請 者 氏名又は名称 **前橋市水道工業株式会社**住 所 **前橋市岩神町三丁目13-15**代表者氏名 **代表取締役 前橋 太郎**

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 マエバシ タロウ 前 橋 太 郎	取締役 マエバシ ハナコ 前 橋 花 子 取締役 マエバシ ジロウ 前 橋 次 郎
事 業 の 範 囲	土木・建築工事の設計及び施工 上下水道設備工事の設計及び施工 給水装置工事の設計及び施工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	前橋水道工業株式会社
上 記 事 業 所 の 所 在 地	前橋市岩神町三丁目 1 3 - 1 5
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p style="text-align: center;">前 橋 太 郎</p> <p style="text-align: center;">前 橋 花 子</p>	<p style="text-align: center;">* * * * *</p> <p style="text-align: center;">* * * * *</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	前橋水道工業株式会社南事業所
上 記 事 業 所 の 所 在 地	前橋市六供町 1 3 3 1
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p style="text-align: center;">前 橋 次 郎</p>	<p style="text-align: center;">* * * * *</p>

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表

機 械 器 具 調 書

令和〇〇年 〇月 〇日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管切断用	金切鋸		1	
	弦鋸		1	
	エンジンポリカッター		1	
管加工用	エンジンカッター		1	
	平やすり		1	
	ねじ切り機		1	
	平ブラシ	15A~80A	1	
	丸ブラシ		1	
接合用	分水栓用穿孔機	鑄鉄ビニル石綿用	1	
	トランプ・ガスナー		1	
	パイプレンチ	250~350mm	2	
	モンキーレンチ		2	
	モーターレンチ		1	
	プライヤー		1	
	面取器		1	
	木槌		1	
水圧テスト	パイプ圧着機		1	
	テストポンプ		1	
	水圧計	1Mpa(10kg/cm ² f)	1	
その他	残塩測定器		1	
	開栓器		1	
	泥上げ		1	
	音聴棒		1	
	工事中標示板		1	交通規制用
	工事予告標示板		1	
	交通規制用標示板等		1	
	ツルハシ		1	土工事用
	スコップ		3	
	ハンマー		1	
	さく岩機		1	
	ランマー	転圧用	1	
	振動プレート	舗装仕上・転圧用	1	
	水替ポンプ		1	
	コンクリートカッター	舗装切断用	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

様

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年 〇月 〇日

申 請 者

氏名又は名称 **前橋水道工業株式会社**

住 所 **前橋市岩神町三丁目13-15**

代表者氏名 **代表取締役 前橋 太郎**

前橋市公営企業管理者 様

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

様

年 月 日

届 出 者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の^{選任}_{解任}の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・~~解任~~届出書

前橋市公営企業管理者 様

令和〇〇年 〇月〇〇日

届出者 **前橋市岩神町三丁目13-15**
前橋水道工業株式会社
代表取締役 前橋太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の^{選任}の届出
_{解任}をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	前橋水道工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
前橋太郎	*****	令和00年0月0日
前橋花子	*****	令和00年0月0日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

様

年 月 日

届 出 者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

前橋市公営企業管理者 様

令和〇〇年 〇月〇〇日

届出者 前橋市敷島町216番地
前橋水道工事株式会社
代表取締役 前橋太郎

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	マエバシドウコウジ カシガイヤ 前橋水道工事株式会社		
住 所	前橋市敷島町216番地		
フリガナ 代表者の氏名	マエバシ タロウ 代表取締役 前橋太郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業所の名称	前橋水道工業㈱	前橋水道工事㈱	令和00年0月0日
事業所の所在地	前橋市岩神町三丁目 13-15	前橋市敷島町216	令和00年0月0日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者
廃止
休止
再開
届出書

様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の
廃止
休止
再開
の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者 **廃止** 届出書
 休止
 再開

前橋市公営企業管理者 様

令和〇〇年 〇月〇〇日

届出者 前橋市岩神町三丁目13-15
 前橋水道工業株式会社
 代表取締役 前橋太郎

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の **廃止** の届出をします。
 休止
 再開

フリガナ 氏名又は名称	マエバシスイドウコウギョウカブシキガイシャ 前橋水道工業株式会社
住所	前橋市岩神町三丁目13-15
フリガナ 代表者の氏名	タロウマエバシ 代表取締役 前橋太郎
(廃止)・休止・再開 の年月日	令和〇〇年 〇月〇〇日
(廃止)・休止・再開 の理由	倒産による事業所の閉鎖

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者証再交付申請書

前橋市公営企業管理者 様

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

前橋市水道事業給水条例施行規程第27条の2第4項の規定に基づき、前橋市給水装置工事事業者証の再交付を申請します。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
汚損・紛失の理由	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者証再交付申請書

前橋市公営企業管理者 様

令和〇〇年 〇月 〇日

申請者 氏名又は名称 **前橋水道工業株式会社**

住 所 **前橋市岩神町三丁目13-15**

代表者氏名 **代表取締役 前橋 太郎**

前橋市水道事業給水条例施行規程第27条の2第4項の規定に基づき、前橋市給水装置工事事業者証の再交付を申請します。

フリガナ 氏名又は名称	マエバシスイドウコウギョウカブシキガイシャ 前橋水道工業株式会社
住 所	前橋市岩神町三丁目13-15
フリガナ 代表者の氏名	マエバシ タロウ 代表取締役 前橋 太郎
汚損・紛失の理由	事業所移転時の際の不注意による紛失

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。